



新宿区監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、
定期監査の結果に基づき新宿区選挙管理委員会が講じた措置について別紙のと
おり公表する。

令和2年1月16日

新宿区監査委員

同

同

同

白井裕子

小池

國井

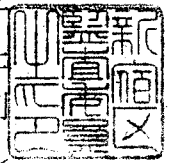
豊島

裕子

勇

政

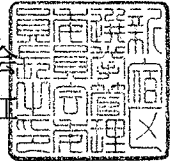
あつし



31 新選管第 6264 号
令和 2 年 1 月 9 日

新宿区監査委員 白 井 裕 子 様
同 小 池 勇 士 様
同 國 井 政 利 様
同 豊 島 あつし 様

新宿区選挙管理委員会
委員長 野尻 信江



定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 9 月 12 日付け 31 新監査第 5154 号による「令和元年度定期監査の結果について」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規程に基づき通知します。



監査結果に基づき選挙管理委員会が措置を講じた事項

選挙管理委員会事務局

監査結果報告書の種別	☐ 令和元年9月 定期監査（前期）結果報告書
監査結果（指摘事項）	
◎契約内容の変更手続を適正にされたいもの 選挙管理委員会事務局（以下「局」という。）では、委託契約を締結し、平成 30 年 11 月 11 日の開票に向けた新宿区長選挙における自書式投票用紙分類機の保守点検を行っていた。 本契約は平成 30 年 9 月 25 日付けで締結を行い、契約期間の終了日を同年 10 月 5 日と設定していたが、実際の保守点検は、契約期間後の同月 22 日に行われており、そのための契約内容の変更も特段行われていなかった。 本契約の約款第 10 条では、業務を指定期日までに終了することができない場合の指定期日の延長について定められており、同約款第 12 条第 1 項では、契約内容の変更について、「甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる」と規定されている。 局は契約期間内に業務の履行が完了しないこのような状況から本来であれば、受託者と協議を行い、契約期間を延長する等の契約内容の変更を行ったうえで、新たに設定した契約期間内に保守点検を行わせるべきであったが、こうした事務処理を怠り、契約期間後に保守点検を行わせていたことは、契約に関する事務処理として不適正である。 局においては、契約に関する基本的な手続を理解し、契約内容の変更手続を適正にされたい。	
講じた措置の内容	
契約に係る事務においては、新宿区契約事務規則に基づき、契約書・仕様書等の関係書類により、契約変更を要する事例が生じた場合、必要に応じて、適切に対応していたところであるが、今回不適正な事務処理が行われていたため、事務局内において、改めて新宿区契約事務規則に基づく事務処理を徹底すること、今年度行った委託契約全件に関して、業務報告書による確認を行い、適正な業務が行われていることを確認した。 指摘を受けた事例の根本原因は処理する案件の進捗状況を管理監督者が適切に管理していなかったことにある。また、職員が選挙執行に当たり、多忙を極め、職務に忙殺されてしまい、処理することを失念してしまったことも原因である。 対策として、新宿区契約事務規則に基づき、契約変更が必要となった場合について、適切に契約変更の処理を行わなければならないこと、契約事務規則の順守を徹底することの重要性について、改めて事務局職員へ周知した。	

併せて、選挙管理委員会事務局において、予め、担当ごとに契約件名や契約内容を記載したチェックシートを作成し、管理監督者が契約書等に沿った保守点検等が確実に実施されているかを確認することとした。

こうした対応により、契約内容を職員及び管理監督者が的確に把握し、契約書、仕様書に沿った適正な検査・支出事務を行っていくよう、週 1 回実施している係会等を通じて、徹底していく。

さらに、契約事務規則に基づく事務手続きの徹底を確認するとともに、局内において、監査事務局職員から口頭指摘のあった事項についても、情報共有及び事務処理方法等について確認を行った。